

令和2年第1回大町町議会（臨時会）会議録（第1号）						
招集年月日	令和2年2月14日					
招集の場所	大町町議事堂					
開散会日時 及び宣言	開議	令和2年2月14日	午前9時27分	議長	三谷英史	
	閉会	令和2年2月14日	午前9時39分	議長	三谷英史	
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 8名 欠席 0名 凡例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す ▲ 公務出張を示す	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1	三谷英史	○	5	三根和之	○
	2	藤瀬都子	○	6	武村妃呂子	○
	3	山下淳也	○	7	諸石重信	○
	4	鶴崎敏彦	○	8	中山初代	○
会議録署名議員	2番	藤瀬都子	3番	山下淳也		
職務のため議場に出席した者の職氏名	事務局長	田島宏隆	書記	亀川修		
地方自治法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町長	水川一哉	副町長	三角治		
	会計管理者	成富貞伸	教育長	船木幸博		
	総務課長	坂井清英	企画政策課長	井原正博		
	生活環境課長	古賀壯	子育て・健康課長	古賀恵子		
	町民課長	西森明広	福祉課長	岩瀬重義		
	教育委員会事務局長	小木誠				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

議 事 日 程 表

▽令和2年2月14日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の報告及び上程
- 日程第4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決
- 日程第5 継続審査について

午前9時27分 開会

○議長（三谷英史君）

ただいまの出席議員は8名でございます。定足数に達しておりますので、令和2年第1回大町町議会臨時会は成立しました。これより開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本臨時会において、地方自治法第121条の規定により、議案説明のため町長、副町長、教育長、各課長及び局長の出席通知がありましたので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりでございます。議事進行につきましては、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三谷英史君）

日程第1. 会議録署名議員の指名をいたします。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、2番藤瀬議員、3番山下議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三谷英史君）

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りとすることに決定いたしました。

日程第 3 議案の報告及び上程

○議長（三谷英史君）

日程第 3. 本臨時会には、告知のとおり町長提出の議案 1 件がございます。

事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

ただいま朗読させました議案第 1 号を上程し、これより議題といたします。

日程第 4 提案理由の説明及び質疑・討論・採決

○議長（三谷英史君）

日程第 4. これより議案の提案理由の説明を町長より行います。水川町長。

○町長（水川一哉君）

おはようございます。本日、令和 2 年第 1 回大町町議会臨時会を開催しましたところ、議員の皆様には大変お忙しい中、そして急な招集にもかかわらず御参集いただき、御審議賜りますことに厚くお礼を申し上げます。

今臨時会に提案します議案につきましては、さきに告知のとおり、訴えの提起についての案件 1 件でございます。

それでは、これより提案理由の説明を申し上げます。

議案第 1 号 訴えの提起について。

本案は、平成 29 年 4 月 1 日付で一般社団法人巨樹の会へ有償譲渡しております旧大町町立病院敷地であった 8 筆の土地のうち、1 筆の土地の所有者が大町町ではなく大町町国民健康保険組合となっており、所有者の移転をすべく調査をしておりましたが、同組合の設立から解散までの資料の確認ができず、現在も土地の権利は同組合にあり町が嘱託登記は行えないことから、譲渡先の巨樹の会への所有権移転登記ができない状況にありました。

このようなことから町の顧問弁護士との協議、検討を重ねた結果、当該弁護士へ起訴委任

し、時効取得の方法で進めていくのが最善との結論に至り、時効取得に基づく所有権移転登記手続請求事件として訴えを提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三谷英史君）

以上をもちまして、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中山議員。

○8番（中山初代君）

非常に分かりにくい問題ですので、誰を相手に何の裁判をするのか、もう一度詳しく説明してください。

○議長（三谷英史君）

坂井総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えをいたします。

まず、原告が大町町ということで、被告というのが大町町国民健康保険組合、大町町がここを相手に裁判を行うものでございます。そして、その分について、土地の権利がまだ町のものではなく大町町国民健康保険組合のものとなっておりますので、相手がない中で、特別代理人を裁判所のほうから選定していただきまして、その特別代理人との裁判を行うということになります。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。鶴崎議員。

○4番（鶴崎敏彦君）

今回の提起について、提案理由の説明の中にありましたように、顧問弁護士に委任されて裁判を起こすということになっているかと思いますが、弁護士に委任するわけでありますので、そのときの着手金、成功報酬、それと裁判に係る印紙、切手代等、必要な経費が出てくるかと思いますが、その分の予算措置についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（三谷英史君）

総務課長。

○総務課長（坂井清英君）

お答えします。

まず、弁護士に起訴委任ということで行うわけですが、予算につきましては弁護士の着手金、この分につきましては今年度予算、これを9月補正でお願いをしております。金額につきましては33万円、消費税込みでございます。そして、今年度着手金をお支払いしまして、この後については新年度で裁判に係る費用とか、そして特別代理人の選定に係る裁判所への納付金、それとか通信運搬費とか成功報酬を合わせまして97万7千円、この分を令和2年度予算で計上をする予定としております。

以上でございます。

○議長（三谷英史君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

ないようですので、以上をもちまして質疑を終わります。

続いて、これより討論、採決を行います。

まず、事務局長に件名を朗読させます。局長。

○議会事務局長（田島宏隆君）

〔朗読省略〕

○議長（三谷英史君）

討論ございませんか。中山議員。

○8番（中山初代君）

今さら町立病院のことが出てくるとは思っていませんでしたが、当時のことからずっと振り返って思い出してみましたが、町立病院の土地の問題、経営の問題、いろいろと反対討論をしてきたところですが、今回も反対の立場を取ります。

○議長（三谷英史君）

賛成討論ございませんか。諸石議員。

○7番（諸石重信君）

こちらは、その当時の議会で新武雄病院に売却ということを議決いたしまして進めたもの

でございます、先ほどのお話にありますように、この土地の所有が大町町でないと、やはり売却に差し障りがありまして、それ以前、ここを着手されていなかったのが非常に執行部の方々としてもちょっと落ち度的なところがありますけれども、売却を機に、ここが先ほどおっしゃいました国民健康保険組合の所有であったと、そういった流れで、今回ここをしっかりと大町町の所有ということにしまして、前回議決しました新武雄病院に売却というところにスムーズに持っていくための今回の議案だと思っておりますので、これは進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三谷英史君）

採決いたします。

議案第1号については原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三谷英史君）

起立多数と認めます。よって、議案第1号は原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 継続審査について

○議長（三谷英史君）

日程第5. お諮りいたします。会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしております申出書のとおり、各委員長から議長宛て、それぞれ閉会中の継続審査、継続調査の申出が提出されております。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三谷英史君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査、継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。よって、令和2年第1回大町町議会臨時会はこれにて閉会いたします。議事進行についての御協力、誠にありがとうございます。

午前9時39分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年2月14日

議 長 三 谷 英 史

会議録署名議員 藤 瀬 都 子

会議録署名議員 山 下 淳 也

局 長 田 島 宏 隆